

2. 地域公共交通計画の構成

(1) 地域公共交通計画の概要

○地域公共交通計画は、

- ・地域の移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者等や住民などの関係者と協議しながら作成する計画。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割。
- ・「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、関係者等との個別協議を重ねて作成。

○地域公共交通計画においては、

- ・既存公共交通を最大限活用した上で、必要に応じて福祉輸送等の送迎サービス、物流サービスなど、地域の多様な輸送資源を活用する取組を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保。
- ・最新技術を活用して生産性を向上しつつ、外国人旅行者も含めた幅広い利用者が使いやすいサービスが提供されることが必要。



資料) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(国土交通省)

2. 地域公共交通計画の構成

(2) 標準的な地域公共交通計画の章構成

章	項目	内容
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成の趣旨 ・ 計画の区域 ・ 計画の期間 	交通圏に基づく計画区域の設定 原則 5 年程度
1. 地域の現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地勢・地理 ・ 社会状況・経済状況 	地勢・地理、社会・経済状況の整理
2. 上位・関連計画の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画 ・ 総合戦略 ・ 復興計画 ・ ジオパーク基本計画 ・ その他の関連計画 	東京都、大島町の上位・関連計画を整理
3. 地域旅客運送サービスの現状等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域旅客運送サービスの整備状況 ・ 地域旅客運送サービスの利用状況、利用者の意向等 	地域の移動に関する統計情報 現状の運行計画等に関する情報 利用者の意向（アンケート調査） 等
4. 地域旅客運送サービスの役割と課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域旅客運送サービスの役割 ・ 地域旅客運送サービスの課題整理 	位置づけ、役割の整理（法の趣旨を踏まえ、地域全体の中での位置づけを明確化） 上位計画、データ分析より課題を整理
5. 基本的な方針		地域の将来像と公共交通の役割の明確化、取組の方向性
6. 計画の目標		計画期間内に達成すべき目標と目標値の設定
7. 目標達成のための施策・事業、資金調達計画		地域公共交通確保維持事業の必要性 補助系統に係る事業及び実施主体
8. 計画の達成状況の評価		達成状況の評価計画、 評価に基づく見直し方針

第1回
協議会

第2回
協議会

第3回
協議会

2. 地域公共交通計画の構成

(3) 計画策定の基本的な考え方

◆ 計画の区域

- 大島町全域を想定

◆ 計画期間

- 5年を想定